

昭和 56 年 4 月 1 日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生省保険局国民健康保険課長  
古川 貞二郎

児童福祉施設入所児童であって扶養義務者のあるもの等に対する国民健康保険の適用について（内かん）

標記については、昭和 47 年 3 月 31 日付国民健康保険課長内かん「住所の取扱いについて」によることとしておりますが、今般児童福祉施設入所児童で扶養義務者のあるものについては、当該扶養義務者の世帯に属する者として当該扶養義務者の住所地の国民健康保険の適用を受けることとし、上記内かん中記の 1（2）を廃止することとしましたので、改めて貴管下保険者に対する指導及び周知方よろしくお願いします。

また、同日付国民健康保険課長補佐内かんに示す次の者についても個別的事情を考慮の上、その家族と同一の世帯に属する者として取り扱うことが妥当であると考えられる場合には、上記取扱いを参考としつつ運用に当たることとし、同内かんを廃止することとしましたので、併せてよろしくお取り計らい方お願いいたします。

- （1） 精神薄弱者援護施設に入所している者であって、意思能力、行為能力が著しく劣ると認められるもの
- （2） 児童福祉施設に入所している 18 才以上の者
- （3） 病院、療養所等に入院、入所している児童又は意思能力、行為能力が著しく劣ると認められる精神薄弱者等
- （4） （1）～（3）に準じる者

なお、以上の取扱いについては、自治省行政局振興課並びに厚生省社会局及び児童家庭局の了解を得ているものであることを申し添えます。